

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 13日

茨城県知事
大井川 和彦 殿

提出者 茨城県日立市大沼町1丁目7番1号
住 所 株式会社 秋山工務店
氏 名 代表取締役社長 秋山芳久

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0294-34-2233

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 秋山工務店
事業場の所在地	茨城県日立市大沼町1-7-1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	833,343万円
③従業員数	98人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	コンクリート・アスファルト・金属くず・紙くず・廃プラスチック・廃石膏ボード がれき類・ガラス・陶磁器くず・繊維くず→破碎→再生利用 汚泥→脱水→埋立処分 木くず→破碎(チップ)→再利用

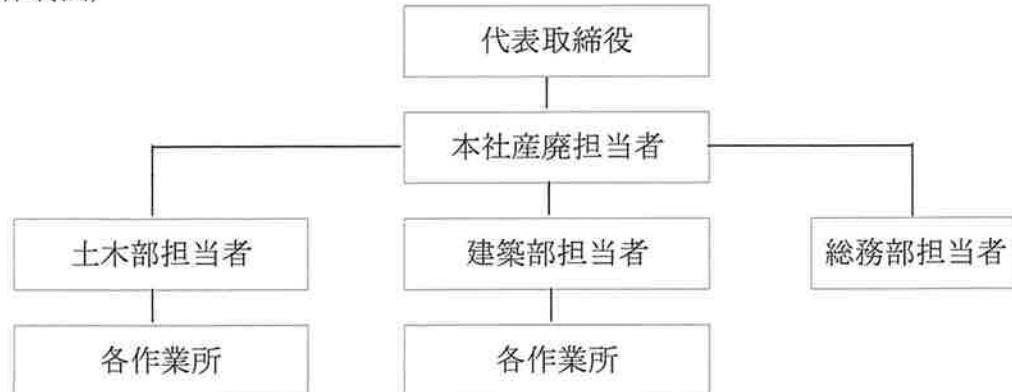


(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】						
産業廃棄物の種類	コンクリート	アスファルト	がれき類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず
	石綿含有物	木くず	紙くず	建設汚泥	繊維くず	廃石膏ボード
排出量	14,396.87t	7,546.69t	283.46t	311.80t	130.12t	35.87t
	130.13t	2,042.44t	23.30t	5.98t	11.30t	108.64t
	0.01t					

①現状

- ・紙の再使用及び有償物としての排出
- ・各種類ごとの分別処理
- ・生活廃棄物の持ち帰り

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリート	アスファルト	がれき類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず
	石綿含有物	木くず	紙くず	建設汚泥	繊維くず	廃石膏ボード
排出量	11,500t	6,000t	230t	250t	100t	30t
	100t	1,600t	20t	5t	9t	87t
	0t					

②計画

- (今後実施する予定の取組)
- 上記に加え下記事項に取組む
 - ・協力会社に製品梱包材の簡素化および持ち帰りに協力願う。
 - ・廃棄物と有償物の分別を徹底する。

産業廃棄物の分類に関する事項

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
①現状	コンクリート/アスファルト/がれき類/ガラス・陶磁器くず/廃プラスチック/金属くず 石綿含有物/木くず/紙くず/建設汚泥/繊維くず/廃石膏ボード 混合廃棄物の減少に努めている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する事項) ・上記に加え、有償物の分別を徹底する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度(年度) 実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	—
	自ら再生利用を行つた産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	t t
【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	—
	自ら再生利用を行つた産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	t t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度(年度) 実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	—
	自ら熱回収を行つた産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	t t
【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	—
	自ら熱回収を行つた産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	t t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度(年度) 実績】							
	産業廃棄物の種類	—		—				
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行つ た産業廃棄物の量							
①現状	(これまでに実施した取組)							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	—		—				
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行つ た産業廃棄物の量							

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度(令和5年度) 実績】						
	産業廃棄物の種類	コンクリート	アスファルト	がれき類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず*
	石綿含有物	木くず*	紙くず*	建設汚泥	繊維くず*	廃石膏ボード	
		14,396.87t	7,546.69t	283.46t	311.80t	130.12t	35.87t
全処理委託量		130.13t	2,042.44t	23.30t	5.98t	11.30t	108.64t
		0.01t					
		5.34t	5.50t	10.16t	79.89t	66.26t	8.27t
優良認定処理業者 への処理委託量		0t	114.22t	3.71t	1.26t	3.08t	30.06t
		0t					
		14,396.59t	7,546.62t	283.18t	97.09t	130.05t	35.80t
再生利用業者への 処理委託量		0t	2,042.30t	23.23t	0t	11.30t	49.61t
認定熱回収業者へ の処理委託量							
認定熱回収業者以 外の熱回収を行つ た業者への処理委託 量							

(これまでに実施した取組)

- ・委託基準に従つて、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。

(第5面)

		【目標】					
		コンクリート	アスファルト	がれき類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず
産業廃棄物の種類		石綿含有物	木くず	紙くず	建設汚泥	繊維くず	廃石膏ボード
		11,500t	6,000t	230t	250t	100t	30t
全処理委託量		100t	1,600t	20t	5t	9t	87t
		0t	4.0t	8.0t	64.0t	53.0t	6.6t
優良認定処理業者への処理委託量		0t	90.0t	3.0t	1.0t	2.5t	24.0t
		0t					
再生利用業者への処理委託量		11,500t	6,000t	230t	78.0t	105.0t	30.0t
		0t	1,600t	20t	0t	9.0t	40.0t
認定熱回収業者への処理委託量							
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							
(今後実施する予定の取組)							
<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り優良認定処理業者を選定し、処理を委託する。 再生利用可能な物は、徹底して分別し、再生利用業者へ処理委託する。 							
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚制作すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理の委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。